

荒尾市立図書館  
資料選定基準について

2026年 3月1日  
荒尾市立図書館 指定管理者  
株式会社 紀伊國屋書店

## 荒尾市立図書館資料選定基準

この基準は、荒尾市立図書館の資料収集方針に基づき、図書館の資料選定に当たっての具体的な判断基準を定めるものとする。

### 第1 共通選定基準

#### (1) 選定・収集にあたっての基本的事項

- ア 網羅的に収集する分野以外については、蔵書構成のバランスに留意し、特定の分野に偏った収集とならないよう努めるものとする。
- イ 小説やエッセイ等について、単行本として発行された後に文庫化され、双方が刊行されている場合は、原則として単行本を優先して収集するものとする。
- ウ 自費出版の資料については、内容等を慎重に吟味した上で収集するものとする。
- エ 高齢者や弱視者等の読書活動を支えるために、大活字本については、分野を問わず網羅的に収集する。
- オ CD、DVD 等のデジタルメディアが付属している資料については、館外貸出が可能であることを確認できるもの、又は付属資料を除いた状態でも活用できる資料に限り収集するものとする。

#### (2) 収集しない資料

- ア 主に専門家または研究者が利用する高度な研究書及び学術書
- イ 特定の宗教、政党又は企業等の宣伝を主たる目的とするもの
- ウ 個人が占有し利用することを目的とする資料  
(例：学習参考書。資格取得に関する問題集、レッスン用の楽譜、ゲーム攻略本など)
- エ 一回又は数回の使用により、その利用価値が著しく損なわれる資料  
(例：ひらがな練習帳、シールブック、ぬりえ等、書き込み又は切り取りなどを主目的とする資料、破損しやすい立体絵本等)

### 第2 一般図書の選定基準

日本十進分類法による各分野の選定に当たっての留意点は、次のとおりとする。

#### (1) 分類0類 総記（図書館・書誌学・百科事典・逐次刊行物・叢書）

- ア 情報科学分野は技術改新が著しく社会的影響も大きいため、基本的な技術書及び実用書を中心に収集し、最新情報を提供に努めるものとする。
- イ 参考図書については、最新の情報及びデータを提供できるよう留意して収集するものとする。
- ウ 図書館、書誌学、読書指導、著作権、出版に関する資料は、積極的に収集するものとする。

(2) 分類 1 類 哲学（哲学、心理学、倫理学、宗教）

- ア 各分野の基本書を体系的に収集するとともに、入門書及び概説書についても幅広く収集するものとする。
- イ 超心理学、心霊、占い、運命判断等に関する資料については、科学的立場から記述されたものを中心に厳選して収集するものとする。
- ウ 宗教資料については、特定の宗教又は宗派に偏らないよう留意し、基本書を中心に収集するものとする。ただし、宣伝的傾向が著しいものは収集しない。  
なお、郷土資料として、神道及び仏教に関する荒尾市関係資料については、積極的に収集するものとする。

(3) 分類 2 類 歴史（歴史・伝記・地理・紀行）

- ア 特定の歴史観や学説に偏らないよう、幅広く収集するものとする。
- イ 伝記は、特定の人物に偏らないよう、日本人、外国人ともに年代を問わず、幅広く収集するものとする。
- ウ 写真や図版は、各年代を理解するために役立つものを収集するものとする。
- エ 旅行ガイドブックや地図は、定期的に最新のものに更新し、正確な情報を提供できるように努めるものとする。

(4) 分類 3 類 社会科学（政治・法律・経済・統計・社会・教育・民族学・軍事）

- ア 様々な学説や主張を把握できるよう、多様な観点から資料を幅広く収集するものとする。
- イ 各分野の基本書・入門書を中心に収集するものとする。
- ウ 社会科学は時代と深く関わっている分野であるので、今日的主題を扱った資料は、積極的に収集するものとする。
- エ 法律、経済、税金、年金、介護など、日常生活及び実務上で必要な実用書及び実務書は、最新の資料を収集するものとする。

(5) 分類 4 類 自然科学（数学・化学・医学）

- ア 各分野の基本書・入門書を中心に収集するものとする。
- イ 自然科学は非常に専門化、細分化されている分野であるが、個別分野の高度で専門的な資料は収集しないものとする。
- ウ 写真や図版、読み物等、親しみやすいものや実用書等も収集するものとする。
- エ 医療・健康・栄養学などは関心が高い分野であり、最新の情報を提供できるように留意する。なお、医学上定説となっていない治療法や民間療法に関する資料は、厳選して収集するものとする。

(6) 分類 5 類 技術（工学・工業・家政学・生活科学）

- ア 各分野の基本書・入門書を中心に収集するものとする。
- イ 工業は専門化、細分化されている分野であるが、高度で専門的な資料は収集しないものとする。

- ウ 技術又は工業の進歩に合わせて、最新の情報を提供できるように収集するものとする。
- エ 家政学又は生活科学は、趣味や実用に役立つ資料も幅広く収集するものとする。
- (7) 分類 6 類 産業（農林業・水産業・商業・交通）
  - ア 各分野の基本書・入門書を中心に収集するものとする。
  - イ 産業は専門化されている分野であるが、高度で専門的な資料は収集しない。また、特に荒尾市の特性に考慮し収集するものとする。
  - ウ 各種産業の今日的課題を扱った資料を積極的に収集するものとする。
  - エ 園芸やペットなどの分野は、趣味実用に役立つ資料を豊富に収集するものとする。
- (8) 分類 7 類 芸術（美術・音楽・演劇・スポーツ・諸芸・娯楽）
  - ア 市民の教養、趣味、娯楽に役立つ資料を、鑑賞・評価・研究と創作・実技等の両面ににわたり幅広く収集するものとする。ただし、1 枚物の楽譜は収集しないものとする。
  - イ 趣味として利用の多い分野については、入門書を中心に収集する。
  - ウ 美術全集・画集・写真集は、基本書を中心に収集するものとする。ただし、写真集のうち、いわゆるタレント本（スポーツ選手等をタレント的に扱うものも含む。）に類するものは収集しないものとする。また、美術全集・画集・写真集は高価なものが多いため、収集頻度と価格のバランスを考慮するものとする。
  - エ スポーツは、ルールや技術書その他、倫理、歴史、大会記録書などにも留意して収集するものとする。
  - オ タレント・芸能人本は、内容を吟味した上で慎重に収集するものとする。
  - カ マンガ（コミック）については、別項で定めるものとする。
- (9) 分類 8 類 言語
  - ア 市民の教養、学習、実用に役立つ資料を収集するものとする。
  - イ 辞典類は、基本的なものを中心に収集するものとする。
- (10) 分類 9 類 文学
  - ア 市民の利用が多い分野であり、豊富な資料を収集するものとする。
  - イ 評価の定着した日本文学及び外国文学作品は、古典や現代文学まで収集するものとする。
  - ウ 著名な文学者については、個人全集はもちろんのこと、伝記、作家研究、評論等も収集するものとする。
  - エ 児童文学関係資料は、絵本論や児童文学研究書を中心に収集するものとする。

### 第 3 参考図書の選定基準

参考図書は、図書館のレファレンスコレクションの中心であり、レファレンスサービス上の重要な資料となるもので、図書館蔵書の最も基幹となる資料群である。荒尾市立図書館では、利用状況及び当館のレファレンスサービスの特徴及び傾向に留意して収集するものとする。

(1) 参考資料として取り扱う資料は、次のとおりとする。

ア 辞典 イ 事典 ウ 年表・年鑑 エ 人名事典 オ 便覧・ハンドブック カ 書誌・目録  
キ 索引・抄録 ク 図譜・図鑑・地図 ケ 資料集・法令集 コ 官報・白書 など

(2) 個人情報保護の見地から、非公刊の住所録は収集しないものとする。

(3) 参考図書は、可能な限り最新のものを収集することに努めるものとするものとする。

#### 第4 児童書（絵本、紙芝居を含む）の選定基準

児童期には、書物に対する好みや質の感覚が養われるときであり、書物によってある事への興味が喚起されたり、ものの考え方が方向付けられたりすることが多い。また、この時期に触れる書物が、生涯にわたって影響することもある。児童書の中には、ある年齢層の子どもにしか楽しめないものもあるので、幅広く原則として網羅的に収集するものとする。

(1) 児童書選定・収集にあたっての基本的事項

ア 本との出会いや読書の楽しさを体験できるよう、子どもの希望に対応できる資料を収集するものとする。

イ 各分野での評価の定まった資料は常に備えるように努めるものとする。

(2) 科学読物・参考書・実用書

ア 自由学習、調べ学習に役立つものである事。

イ 写真や図版が豊富で、分かりやすく記述されていること。

ウ 新しい情報や研究成果に基づく内容であること。

エ 趣味やスポーツ等の実用書については、入門書（鑑賞・実技・ルール等）から、やや高度なものをまでを収集するものとする。

(3) 絵本

ア 絵が見るものに訴えかける力を持っていて、ストーリー性があること。

イ 絵と文が調和していること。

ウ 様々な言語で書かれたものを、必要に応じて収集すること。

エ 多くの人に読み継がれてきたものは、積極的に収集するものとする。

オ 製本がしっかりしていて壊れにくいものを収集するものとする。

(4) 文学

ア 子どもの視野を広げ、その成長に役立つものを収集するものとする。

イ 古典から現代の作品まで、また昔話・伝説・フィクション・ノンフィクションまでの各ジャンルを幅広く収集するものとする。

ウ 多くの人に読み継がれてきたものは、積極的に収集するものとする。

(5) 紙芝居

ア 紙芝居は、紙を抜く時に動きを表すことができ、この性質をいかした絵に動きがあるもの。

イ 絵と語りが調和しているもの。

- ウ はっきりとした輪郭と色合いで、絵が遠くからも見えるもの。
- エ 脚本の場面割に工夫がされているもの。
- オ 発想がおもしろいもの。

## 第5 ヤングアダルト資料の選定基準

- (1) 中学生、高校生を中心とした世代は、児童とも成人とも異なる要求を持った独自の存在である。既に読書習慣を持つ者には更に一般書へと繋ぐため、読書習慣を持たない者には本に出会う楽しみを知るきっかけ作りとするために、児童書と一般書の間を埋める青少年向け（ヤングアダルト資料）を収集するものとする。
- (2) 実用書では、多岐にわたる興味の枝を伸ばすことを目的とし、時代にそった新鮮な内容の資料を収集するものとする。
- (3) 文学は、現代の完成を活かした詩や小説を収集する。古典は、青春文学として読み継がれる作品を主体に収集するものとする。
- (4) 資料は、原則として、中学生・高校生向けとして出版されたものを収集する。ただし、大人向けに出版されていても、青少年が関心を持って読むことができるものは収集の対象とするものとする。

## 第6 郷土資料の選定基準

市民の調査・研究のため熊本県及び荒尾市の歴史・文化を伝えていくために、地域・行政資料を収集するものとする。熊本県の各地域の資料についても、必要に応じて収集する。荒尾市立図書館では、次の資料を郷土資料として収集するものとする。

- (1) 荒尾市について書かれたもの
  - ア 荒尾市に関する歴史
  - イ 地誌（地名・絵画・地図・史跡名勝・紀行・写真集）
  - ウ 神社・仏閣等に関するもの
  - エ 行政・経済・文化に関するもの
  - オ 民話・方言・慣習・年中行事に関するもの
  - カ 荒尾市を取り扱った文芸作品（一般書とするか否かは内容を精査する。）
  - キ 郷土芸能に関するもの
- (2) 荒尾市で発行されたもの
  - ア 荒尾市関連記事
  - イ 官公庁及び団体の刊行物
  - ウ 荒尾市に関する資料（特に行政資料）
- (3) 準郷土資料
  - ア 熊本県に関するもの（内容は（1）～（3）と同様）

- イ 荒尾市に関連性の深い近隣市町地域の歴史・風土・芸能・産業等の実情や変遷の記録や写真、その他資料

## 第7 視聴覚資料の選定基準

### (1) 視聴覚資料選定・収集にあたっての基本的事項

- ア 趣味、レクリエーション、ビジネス、日常生活に役立つ資料を収集するとともに、郷土資料としての市販資料及び自主制作資料にも留意するものとする。
- イ 視聴覚資料は、資料単価が高額のものが多いため、購入資料の選定には、慎重に行うものとする。なお、この事情により、視聴覚資料の購入希望申込は行わないものとする。

### (2) 音声資料

- ア 収集する分野は、音楽、朗読、落語等の伝統芸能など、音声に係る資料とする。また、収集にあたっては、将来の資料的価値を十分に吟味して選定するものとする。

### (3) 映像資料

- ア 映像資料は、著作権（館内上映権付又は館外貸出）許諾済みの資料で、次に掲げるものを収集対象とする。

- (1) 評価の定まった映画、ドキュメンタリー作品で広く視聴が見込まれるものとする。

## 第8 高齢者・バリアフリーサービス資料の選定基準

- (1) 図書館資料をそのままの形で利用が困難な方に対し、LLブックや大活字本、点字資料、布絵本等を収集する。

- (2) 視覚障害者等の利用に供するための録音図書（デイジー資料）を収集するものとする。デイジー資料は、自館作成で、利用者のニーズを元に読物を中心に選定するものとする。（現在は、朗読サークルに委託）

## 第9 マンガの選定基準

- (1) 荒尾市及び熊本県近隣市町出身者の代表的な作品、学習に役立つ作品、社会的評価の高い作品を中心に収集するものとする。購入希望申込は受け付けられないものとする。

## 第10 逐次刊行物の選定基準

### (1) 新聞

- ア 主要な全国紙及び地元紙を中心に収集するものとする。

### (2) 雑誌

- ア 市民の趣向や流行に留意し、各分野のバランスを考慮して収集する。購入希望申込は受け付けられないものとする。

- イ 雑誌の収集期間は、1年とする。

## 第 11 電子書籍の選定基準

- (1) 荒尾市立図書館が管理運営する「電子図書館」によって提供する電子書籍を収集する。収集に当たっては以下の事項を考慮する。ただし社会情勢やメディアの進展、電子書籍の出版・流通状況を考慮し、選定基準を見直していく。
  - ア 来館困難な利用者に配慮して、ビジネス書・育児書など、さまざまな分野で電子書籍化されたもの
  - イ バリアフリーに対応した機能をもつもの
  - ウ 音声読み上げ機能をもつもの
  - エ 日本語を母国語としない方向けの日本語習得や、日本での生活に役立つもの
  - オ 児童書・ヤングアダルト向けの資料が電子書籍化されたもの
  - カ 郷土資料において、電子化することができるもの

## 第 12 データベースの選定基準

- (1) レファレンスツールとしての活用、調査、相談業務を補完するため、事典、辞典、新聞記事、論文検索などのデータベースを優先的に選定
- (2) 利便性を考え読み上げ機能や拡大表示等、電子的な特性が利用を高める場合

## 第 13 その他

- (1) 複本  
複本は次にあげるものを必要に応じて収集するものとする。
  - ア 児童書・絵本
  - イ 郷土資料（基本 2 冊、貸出用と保存用）